

未公開 判決事例紹介

代償財産の相続開始時の時価への修正に合理性あり

相続人合意の遺産分割割合とすべきとの請求を棄却



本誌1030号40頁で紹介した相続税更正処分取消請求事件の判決について、一部仮名処理した上で紹介する。

○相続税の計算において、代償分割が行われた場合の課税価格が争われた事件。東京地方裁判所（品田幸男裁判長）は令和6年5月23日、相続税の負担割合は、相続人間の合意による遺産分割の割合とすべきとの原告の主張を斥けた（令和4年（行ウ）第379号）。東京地裁は、代償財産の価額の相続開始時の時価への修正、及びその計算について定めた相続税法基本通達の各規定には合理性があり、相続税法の規定に従って算出した相続税の課税価格の割合と、相続人間の合意による遺産分割の割合が異なることは、遺産分割制度と相続税制に係る法の規定が相違することから当然に予定された帰結であるとの考えを示した。

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

X税務署長が令和2年2月27日付けで原告に

対してした被相続人Yの平成17年8月23日相続開始に係る相続税の更正処分（ただし、令和2年9月29日付け再調査決定及び令和4年2月1日付け裁決によりそれぞれ一部取り消された後のもの）のうち、課税価格1億8078万2000円、納付すべき税額4711万7100円を超える部分を取り消す。

第2 事案の概要

被相続人Y（平成17年8月23日死亡。以下「亡Y」という。）の相続人ら（原告の母を含む。）は、亡Yの相続につき、亡Yの遺産の一部が未分割であるとして相続税の申告をしたが、その後、同相続人ら（ただし、原告の母がその間に死亡したため、その相続人ら（原告を含む。）が権利義務を承継した。）の間で遺産分割調停が成立した。

上記遺産分割調停の成立を受けて、亡Yの相続人ら（原告の母の相続人らを除く。）は、相続税法32条1号（平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定に基づき、更正の請求をした。X税務署長は、同更正の請求に対して減額の更正処分をし、また、原告に対し、同法35条3項（平成18年法律第10号による改正前のもの）の規定に基づき、増額の更正処分をした。